

兵庫県臨時的任用職員（伊丹県税事務所）採用試験案内

- ◇受付期間 令和 7 年 8 月 18 日（月）～令和 7 年 8 月 22 日（金）【必着】
 ◇試験日程 個別連絡にて調整
 ◇勤務場所 阪神北県民局 伊丹県税事務所（伊丹市千僧）
 ◇雇用期間 令和 7 年 10 月～令和 8 年 3 月 31 日まで（更新なし）

1 募集内容

職 種	募集人員	職 務 内 容
一般事務職	1 名	伊丹県税事務所で行う徴税に係る事務

2 受験資格

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日現在で 18 歳以上かつ行政機関で勤務経験のある方（年齢の上限はなし）
 (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 ア 日本国籍を有しない者
 イ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項のいずれか（下記）に該当する者
 ●禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 ●兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 ●日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 ウ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を理由とするもの以外）

3 申込方法

- (1) 申込方法
 ア 申込締切日までに受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「臨時的任用職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、下記の申込先まで郵送または持参してください。※原則、郵送でのご提出をお願いします。
 イ 自己 P R カードは必要事項を記入の上、受験申込書と併せて提出してください。
 （受験申込書及び自己 P R カードは A 4 縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください。）
 ウ 申込受付者には、案内等を電子メールで送付しますので、受験申込書に P D F 文書が受信可能な E - m a i l アドレスを必ず記載してください。また、連絡がとれる電話番号も必ず記載してください。
 ※ 書類郵送後、一定期間連絡がない場合は下記の問い合わせ先まで電話で照会してください。
 (2) 申込先・問い合わせ先
 〒664-8522 兵庫県伊丹市千僧 1 - 5 1
 兵庫県阪神北県民局 伊丹県税事務所 調整課（担当：茅嶋）
 TEL 072-785-9404（直通）

4 選考試験方法

- (1) 口述試験

責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います（一人 20 分程度）。

(2) 試験日

試験日時は申込み後に別途お知らせします。

(3) 試験会場

3 (2)の申込先・問い合わせ先に同じ

申込者が多数の場合は、書類選考を実施する場合があります。

5 申込期限

令和 7 年 8 月 22 日（金）必着

6 合格発表

試験実施後、合否にかかわらず文書で通知します。

7 任用期間

令和 7 年 10 月～令和 8 年 3 月 31 日までです。

（ただし、任用開始 1 カ月間の勤務実績に基づく能力実証等により継続できない場合があります。）

8 勤務条件等

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

給料は、行政職 1 級の給料表が適用されます。

区 分	月 額
高校卒	212,783 円（給料月額 194,500 円、地域手当 18,283 円[9.4%]※1）～ ※2
大学卒	246,806 円（給料月額 225,600 円、地域手当 21,206 円[9.4%]※1）～ ※2
上 限	282,361 円（給料月額 258,100 円、地域手当 24,261 円[9.4%]※1）

※1 地域手当の額は、勤務地域により異なります（伊丹市内は 9.4%）。

※2 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります。

※3 給料月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、給料月額の個別照会には応じられませんのでご注意ください。

(2) 諸 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。※給与改定によって手当額等が変わることがあります

(3) 勤務時間

週 38 時間 45 分（7 時間 45 分×週 5 日）

(4) 休 暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大 20 日間となります。その他、任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給・無給）の適用があります。

(5) そ の 他

地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。